

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 6 | 予防接種に関する事務 重点項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

倉敷市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

倉敷市長

公表日

令和3年4月1日

項目一覧

| |
|----------------------|
| I 基本情報 |
| II 特定個人情報ファイルの概要 |
| (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 |
| III リスク対策 |
| IV 開示請求、問合せ |
| V 評価実施手続 |
| (別添2) 変更箇所 |

I 基本情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|----------------------------------|---|
| ①事務の名称 | 予防接種事務 |
| ②事務の内容 | 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、倉敷市民の予防接種に関する事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 予防接種事務 1. 定期の予防接種及び臨時の予防接種の実施に関する事務 2. 定期の予防接種又は臨時の予防接種による健康被害救済の給付手続に関する事務 3. 予防接種を受けた者等からの実費徴収に関する事務 4. 予防接種記録の保存に関する事務 |
| ③対象人数 | [10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 |
| 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム | |
| システム1 | |
| ①システムの名称 | 保健所システム |
| ②システムの機能 | 1 運用管理機能 ・住民記録、住登外管理、国保資格者管理、異動連携、各種マスタを管理する機能 2 予防接種機能 ・対象者、接種者などを管理する機能 3 管理業務機能 ・委託料などの運営を管理する機能 |
| ③他のシステムとの接続 | [] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 () |
| システム2 | |
| ①システムの名称 | 団体内統合宛名システム |
| ②システムの機能 | 1 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。 2 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能。 3 中間サーバー連携機能 中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能。 4 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能。 5 既存システム利用番号管理機能 既存システムで使用している利用番号を団体内統合宛名番号と紐付けて保存し、管理する機能。 |
| ③他のシステムとの接続 | [] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバー) |

| システム3 | |
|-------------|---|
| ①システムの名称 | 中間サーバー |
| ②システムの機能 | <p>1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合宛名システム及び住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8 セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p> |
| ③他のシステムとの接続 | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 () |
| システム4 | |
| ①システムの名称 | 共通基盤システム |
| ②システムの機能 | <p>1 ファイル連携機能 各業務システム間の庁内連携のための機能である。 連携対象のデータや連携元のシステム及び連携先のシステムをあらかじめ設定しておくことで、設定されている情報以外の情報は連携されない仕組みとなっている。</p> <p>2 参照用住記データベース機能 既存住記システムから日次で連携される住民異動情報により更新される。</p> |
| ③他のシステムとの接続 | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (戸籍システム, 年金システム, 税コンビニ交付システム, 国民健康保険システム, 介護保険システム, 後期高齢者医療制度システム, 単県医療システム, 健康管理システム, 子ども子育て支援新制度システム, 保健福祉総合システム, 生活保護システム, 下水道維持普及台帳システム, 下水道負担金管理システム) |

| | |
|-----------------------------------|---|
| 3. 特定個人情報ファイル名 | |
| 予防接種関係情報ファイル | |
| 4. 個人番号の利用 ※ | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項及び別表第1の10の項 |
| 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 【情報照会】 番号法第19条第7号及び別表第2の16の2、17、18、19の項 【情報提供】 番号法第19条第7号及び別表第2の16の2 |
| 6. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 保健課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 7. 他の評価実施機関 | |
| | |

II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|----------------|---|
| 予防接種関係情報ファイル | |
| 2. 基本情報 | |
| ①ファイルの種類 ※ | [システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| ②対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | 予防接種法第5、6条の対象となる市民及び、予防接種法施行令第6条の2に基づく予防接種歴を保管している市民。 |
| その必要性 | 適正な管理を行うにあたり、必要な範囲の特定個人情報を保有。 |
| ④記録される項目 | [100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 |
| 主な記録項目 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 () |
| その妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報: 対象者を正確に特定するために保有 ・住民票関係情報: 対象者の資格、居住地、連絡先、世帯情報等を把握するために保有 ・地方税関係情報: 減免及び控除の確認を行うために保有 ・医療保険関係情報: 減免及び控除の確認を行うために保有 ・生活保護・社会福祉関係情報: 減免及び控除の確認を行うために保有 ・介護・高齢者福祉関係情報: 減免及び控除の確認を行うために保有 |
| 全ての記録項目 | 別添1を参照。 |
| ⑤保有開始日 | 平成28年4月 |
| ⑥事務担当部署 | 保健課 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | | | | | | | |
|-------------------|---|-------|--|----------|---------------|----------------|-----------------|-------------------|
| ①入手元 ※ | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 () | | | | | | | |
| ②入手方法 | <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 () | | | | | | | |
| ③使用目的 ※ | 予防接種法(昭和23年法律第68号)に関する法律及びこれらに基づく条例による、予防接種の対象者・実施者・実費徴収に関する事務で使用し、正確性や事務効率の向上を図るため。 | | | | | | | |
| ④使用の主体 | 使用部署 保健課 | | | | | | | |
| | 使用者数 [10人以上50人未満] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> | <選択肢> | | 1) 10人未満 | 2) 10人以上50人未満 | 3) 50人以上100人未満 | 4) 100人以上500人未満 | 5) 500人以上1,000人未満 |
| <選択肢> | | | | | | | | |
| 1) 10人未満 | 2) 10人以上50人未満 | | | | | | | |
| 3) 50人以上100人未満 | 4) 100人以上500人未満 | | | | | | | |
| 5) 500人以上1,000人未満 | 6) 1,000人以上 | | | | | | | |
| ⑤使用方法 | 予防接種事務 1. 予防接種に関する記録の作成・管理 2. 倉敷市が予防接種を受ける者等から実費を徴収する場合、その者の所得及び税額に係る情報を必要に応じて照会 3. 定期の予防接種又は臨時の予防接種により健康被害を生じた者が健康被害救済制度の請求手続をする場合の医療保健給付情報や住民票関係情報を必要に応じて照会する。 | | | | | | | |
| 情報の突合 | 予防接種対象者・実施者・実費徴収などに関する事務を行うため、庁内他部署や情報提供ネットワークシステム等から入手した情報を突合させる。 | | | | | | | |
| ⑥使用開始日 | 平成28年4月1日 | | | | | | | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
|----------------------|--|---|
| 委託の有無 ※ | [委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件 | |
| 委託事項1 | 保健所システムの運用保守業務 | |
| ①委託内容 | 保健所システムの運用及び保守業務 | |
| ②委託先における取扱者数 | [10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ③委託先名 | 株式会社両備システムズ | |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | 再委託申出書及び従事者名簿を提出させ、申出が適切で合理的な理由であれば再委託承諾書にて許諾し、従事者から個人情報取扱いに関する誓約書を提出させる。 |
| | ⑥再委託事項 | システムの運用業務における作業担当として、技術支援作業を行う。 |

| 6. 特定個人情報の保管・消去 | |
|-----------------|--|
| 保管場所 ※ | <p><本市における措置> 施錠管理・生体認証による入退室管理を行っている委託業者データセンター(LGWANネットワークで通信)に設置したサーバー内で保管。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> |
| 7. 備考 | |
| | |

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

③ 予防接種情報

1. システム情報

更新日、更新時間、更新ユーザーID

2. 固定情報

宛名番号、接種コード、期・回数区分、、年度、接種日、接種判定、混合接種何種、接種日年齢、年度末年齢、実施医療機関、登録日、Lot.No、

接種量、長期特例者フラグ、特記事項、対象外判定、肺炎球菌種類、予診フラグ

3. 新規分類

冊番

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

| | |
|---|---|
| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
| 予防接種関係情報ファイル | |
| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） | |
| リスク： 目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード又は個人番号通知カードと身分証明書等による本人確認を厳正に行い、対象者以外の情報の防止に努める。 ・必要な情報以外を誤って記載することがないよう、必要な情報のみを記載する様式とし、不必要な情報の入手の防止に努める。 ・庁内連携システムから入手する場合、対象者以外の情報や、不必要な情報を入手できないよう仕組みとして担保されている。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| - | |
| 3. 特定個人情報の使用 | |
| リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <宛名システム等における措置> ・宛名管理事務に必要な項目しか保有しない。 ・個人番号利用事務実施者以外からは特定個人情報へのアクセスが行えない制御としている。 <保健所システムにおける措置> ・保健所システムには予防接種管理事務に必要な項目しか保有しない。また、他のシステムの不必要な情報との紐付けが行われない制御を行っている。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク | |
| ユーザ認証の管理 | [行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 具体的な管理方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・保健所システムを利用する職員は指紋認証にて端末の利用制限の管理をしている。 ・保健所システムの利用時にユーザーIDとパスワードによる認証を行っている。 ・ログインユーザーIDにより使用できる機能に制限をかけており、不正使用が行えないようにしている。 |
| その他の措置の内容 | - |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| - | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [] 委託しない |
|---|--|--|
| リスク: 委託先における不正な使用等のリスク | | |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| 規定の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・目的外使用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の複写又は複製の禁止 ・特定個人情報の提供の禁止 ・情報漏えいを防ぐための保管管理責任 ・必要に応じて委託先の視察・監査を行う | |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない |
| 具体的な方法 | ・委託先と同等のリスク対策を実施する。 | |
| その他の措置の内容 | - | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| - | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） | | [○] 提供・移転しない |
| リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク | | |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| ルール内容及びルール遵守の確認方法 | | |
| その他の措置の内容 | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| | | |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | [] 接続しない(入手) | [] 接続しない(提供) |
|---|---|--|---------------|
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第16号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| リスク2: 不正な提供が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><本市における措置></p> <p>・保健所システムから中間サーバーへの情報提供は、専用のネットワークを介して自動的に行われることで、不適切な方法での提供を防止している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | | |
| - | | | |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | | |
| リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク | | | |
| ①事故発生時手順の策定・周知 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない | 2) 十分に行っている |
| ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり | 2) 発生なし |
| その内容 | - | | |
| 再発防止策の内容 | - | | |

| | |
|---|---|
| <p>その他の措置の内容</p> | <p>【物理的対策】</p> <p>＜本市における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報を格納しているサーバ等は施錠できる場所に保管している。 ・停電によるデータ消失・システム破壊を防ぐため、無停電電源装置を設置している。 ・火災によるデータ消失を防ぐため、施設には防火設備を備えている。 ・入退室者を管理・特定するために入退室台帳で入退室者と時間の管理を行っている。 <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>【技術的対策】</p> <p>＜本市における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークを通じて外部からの進入を防止するため、ファイアウォールを設置している。 ・ウイルス対策ソフトの導入と最新パッチが提供されたらその都度適用している。 <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> |
| <p>リスクへの対策は十分か</p> | <p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| <p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> | |

| | |
|---|---|
| 8. 監査 | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査 |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 具体的な方法 | <p><本市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員及び派遣職員等に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 |
| 10. その他のリスク対策 | |
| <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> | |

IV 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|--------------------------|---|
| ①請求先 | 法務課情報公開室 〒710-8565 倉敷市西中新田640 TEL086-426-3213 |
| ②請求方法 | 指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 |
| ③法令による特別の手続 | - |
| ④個人情報ファイル簿への不記載等 | - |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| ①連絡先 | 保健課 〒710-0834 倉敷市笹沖170 TEL086-434-9810 |
| ②対応方法 | 保健課 〒710-0834 倉敷市笹沖170 TEL086-434-9810 |

V 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価 | |
|-----------------------|---|
| ①実施日 | 令和2年3月12日 |
| ②しきい値判断結果 | [基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】 | |
| ①方法 | - |
| ②実施日・期間 | - |
| ③主な意見の内容 | - |
| 3. 第三者点検【任意】 | |
| ①実施日 | - |
| ②方法 | - |
| ③結果 | - |

(別添2)変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|---|---|------|-------------------------|
| 平成30年4月1日 | I 基本情報 6 評価実施期間における担当部署 ② 所属長 | 日下 京子 | 中津 朋子 | 事後 | 人事異動に伴う変更 |
| 平成30年11月1日 | I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称 | 特定健診等データ管理システム | 保健所システム | 事前 | 業務システム切り替えに伴う変更 |
| 平成30年11月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項1①委託内容 | 特定健診等データ管理システム | 保健所システム | 事前 | 業務システム切り替えに伴う変更 |
| 平成30年11月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項1③委託先名 | 富士通株式会社 | 株式会社 両備システムズ | 事前 | 業務システム切り替えに伴う変更 |
| 平成30年11月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要 6 特定個人情報の保管・消去保管場所 | <本市における措置> 施設管理による入退室管理を行っているサーバー室に設置したサーバー内で保管。 | <本市における措置> 施設管理・生体認証による入退室管理を行っている委託業者データセンター(LGWANネットワークで通信)に設置したサーバー内で保管。 | 事前 | 業務サーバ設置先の変更に伴う変更 |
| 平成30年11月1日 | (別添1)ファイル記録項目 | 一般的に変更 | 一般的に変更 | 事前 | 業務システム切り替えに伴い、管理する項目も変更 |
| 平成30年11月1日 | III リスク対策 3 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法 | ・特定健診等データ管理システムを利用する職員はIDカードを保有し、IDカードを厳重に管理している。 ・保有するIDカードにより使用できる機能に制限をかけており、不正使用が行えないようにしている。 ・ユーザーIDとパスワードによる認証を行っている。 | ・保健所システムを利用する職員は指紋認証にて端末の利用制限の管理をしている。 ・保健所システムの利用時にユーザーIDとパスワードによる認証を行っている。 ・ログインユーザーIDにより使用できる機能に制限をかけており、不正使用が行えないようにしている。 | 事前 | 業務サーバ設置先の変更に伴う変更 |

